

介護サービス事業者
基準確認シート
(令和6年度版)

認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護
(単独型・併設型・共用型)

指定番号 _____

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な施設運営及び施設サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

3 留意事項

- ① 事業所への運営指導が行われるときは、併せて1ページ目の「事業所概要」を記入し、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。
- ② この基準確認シートは認知症対応型通所介護の基準を基に作成していますが、認知症対応型通所介護事業者が介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ認知症対応型通所介護の事業と介護予防認知症対応型通所介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合には、介護予防認知症対応型通所介護についても認知症対応型通所介護の基準に準じて（認知症対応型通所介護を介護予防認知症対応型通所介護に読み替えて）一緒に点検してください。なお、網掛け部分については、介護予防認知症対応型通所介護の事業独自の基準です。
- ③ 基本となる省令、告示及び通知での令和6年4月の改正・適用部分には下線を附しています。項目自体が新設の場合は、項目に【新】を附しています。
- ④ 令和6年6月から適用となる一本化後の「介護職員等処遇改善加算」のうち、経過措置として令和7年3月末までの間に算定できる区分（Ⅴ）(1)～(14)については省略しています。また、令和6年4月・5月に適用となる改正後の旧3加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算）についても省略しています。
- ⑤ この「基準確認シート」は、令和7年2月28日までの情報により作成しています。省令や告示、通知などは随時改正される場合がありますので、必要に応じて、厚生労働省のウェブサイト「介護保険最新情報」などを確認してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。			
○	条 例	…	さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号）
○	予 防 条 例	…	さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第74号）
○	法	…	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
○	施 行 令	…	介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）
○	施 行 規 則	…	介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
○	「平11厚令37」	…	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
○	「平11老企25」	…	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○	「平12厚告19」	…	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
○	「平12老企36」	…	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○	「平27厚労告94」	…	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
○	「平27厚労告95」	…	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
○	「平27厚労告96」	…	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
○	「高齢者虐待防止法」	…	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）

基準確認シート 目 次

項 目	内 容	ページ
第 1	一般原則	
1-1	一般原則	6
第 2	基本方針	
2-1	認知症対応型通所介護の基本方針	6
2-2	介護予防認知症対応型通所介護の基本方針	6
第 3	人員に関する基準	
3-1	用語の定義	6
3-2	従業者の員数等（単独型・併設型）	8
3-3	従業者の員数等（共用型）	10
3-4	管理者	10
第 4	設備に関する基準	
4-1	設備及び備品等	11
4-2	指定介護予防認知症対応型通所介護の設備基準	12
第 5	運営に関する基準	
5-1	内容及び手続きの説明及び同意	13
5-2	提供拒否の禁止	13
5-3	サービス提供困難時の対応	14
5-4	受給資格等の確認	14
5-5	要介護認定等の申請に係る援助	14
5-6	心身の状況等の把握	14
5-7	居宅介護支援事業者等との連携	14
5-8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	14
5-9	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	14
5-10	居宅サービス計画等の変更の援助	14
5-11	サービスの提供の記録	15
5-12	利用料等の受領	15
5-13	保険請求のための証明書の交付	16
5-14	指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	16
5-15	指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	16
5-16	認知症対応型通所介護計画の作成	16
5-17	介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	17
5-18	介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	18
5-19	利用者に関する市への通知	19
5-20	緊急時等の対応	19
5-21	管理者の責務	19
5-22	運営規程	19
5-23	勤務体制の確保等	20
5-24	業務継続計画の策定等	22
5-25	定員の遵守（単独型・併設型）	23
5-26	定員の遵守（共用型）	23
5-27	非常災害対策	23
5-28	衛生管理等	24
5-29	掲示	25

項 目	内 容	ページ
5-30	秘密保持等	25
5-31	広告	26
5-32	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	26
5-33	苦情処理	26
5-34	地域との連携等	26
5-35	事故発生時の対応	27
5-36	虐待の防止	28
5-37	会計の区分	29
5-38	記録の整備	30
5-39	電磁的記録等	30
第6	変更の届出	
6-1	変更の届出	31
第7	介護給付費等の算定及び取扱い	
7-1	基本的事項	32
7-2	所要時間の取扱い	32
7-3	定員超過利用・人員基準欠如減算	33
7-4	高齢者虐待防止措置未実施減算	34
7-5	業務継続計画未策定減算	34
7-6	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護	34
7-7	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少	34
7-8	延長加算	35
7-9	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	35
7-10	入浴介助加算	35
7-11	生活機能向上連携加算	37
7-12	個別機能訓練加算	39
7-13	ADL 維持等加算	40
7-14	若年性認知症利用者受入加算	42
7-15	栄養アセスメント加算	42
7-16	栄養改善加算	43
7-17	口腔・栄養スクリーニング加算	45
7-18	口腔機能向上加算	46
7-19	科学的介護推進体制加算	48
7-20	同一建物等に居住する利用者に対する取扱い	49
7-21	送迎を行わない場合の減算	49
7-22	サービス提供体制強化加算	50
7-23	介護職員処遇改善加算	51

	上げ)			
--	-----	--	--	--

注 1 基準月は運営指導実施日の前々月とする。

注 2 上記の表内に記入できない場合は、別紙に記入してください。

基準確認シート

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
第 1 一般原則			
1-1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第 3 条第 1 項 予防条例 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第 3 条第 2 項 予防条例 第3条第2項
	③ 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第 3 条第 3 項 予防条例 第3条第3項
	※ 虐待の防止に係る措置は、令和 6 月 3 月 31 日までは努力義務（令和 6 年 4 月 1 日より義務化）		
	④ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第 3 条第 4 項 予防条例 第 3 条第 4 項 平 18-0331004 号 第3-1-4(1)
	※ 指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で PDCA サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-termcare Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。		
第 2 基本方針			
2-1 認知症対応型 通所介護の 基本方針	指定認知症対応型通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第 60 条の 2 平 18 厚令 34 第19条
2-2 介護予防 認知症対応型 通所介護の 基本方針	介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 ※ 一般の通所介護と指定認知症対応型通所介護を同一の時間帯に同一の場所を用いて行うことについては、指定認知症対応型通所介護は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護と一体的な形で実施することは認められません。 ※ 指定認知症対応型通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばパーティション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要です。	☐ はい ☐ いいえ	予防条例第5条 平18-0331004号 第3の3の1②
第 3 人員に関する基準			
3-1 用語の定義	【常勤】 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間とし		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	て取り扱うことが可能です。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1の事業者によって行われる通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 【専ら従事する・専ら提供に当たる】 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ただし、認知症対応型通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。 【常勤換算方法】 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスの従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 ※ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。 ア 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 イ 午前と午後とで別の利用者に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内		平18-0331004 第3の3の2 (1)③イ

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	容の認知症対応型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して認知症対応型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。 ※ 8時間以上9時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。 ※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業員の員数は問いません。 ※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。 従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合であって、それぞれの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。 ※ 同一事業所で複数の単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。		平18-0331004 第3の3の2 (1)③^ア 平18-0331004 第3の3の2 (1)③^ハ 平18-0331004 第3の3の2 (1)③^ニ
3-2 従業者の 員数等 単独型・併設 型 (1) 生活相談員	単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。 ※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ① 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ③ 社会福祉士 ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ⑤ ①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者） イ これと同等以上の能力を有すると認められる者 市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。 ※ 「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数（提供時間帯の時間数）」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）をいいます。 例えば、1単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を6時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（勤務延時間数）を、提供時間帯の時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）と	□はい □いいえ	条例第62条 第1項第1号 平18-0331004 第3-3-2 (1)③^ホ

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	なり、提供時間帯の時間数は8時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 ※ 認知症対応型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、認知症対応型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、 ・ サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間 ・ 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間 ・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間（例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合、利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合）など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。 ※ 生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。		
(2) 看護職員又は 介護職員	① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第62条 第1項第2号
	※ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師		平18－0331004号 第3-三-2 (1)③へ
	※ 看護職員・介護職員については、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに2人以上配置する必要がありますが、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではありません。		
	※ 「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数」とは、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。		
	※ 「専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとします。		
	② 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第62条第2 項
	※ 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに看護職員又は介護職員を常時1人以上確保することとされていますが、これについては、看護職員又は介護職員が常に確保されるよう定めたものであり、例えば、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに確保すべき看護職員又は介護職員の勤務延時間数が提供時間帯の時間数に満たない場合であっても、常時1人以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。		平18－0331004号 第3-三-2 (1)③へ
	※ 看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるとされていることから、例えば複数の単位の当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに看護職員又は介護職員が常に1人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。		平18－0331004号 第3-三-2 (1)③へ
(3) 機能訓練 指導員	① 機能訓練指導員を1以上配置していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第62条 第1項第3号 /第5項
	※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができます。 ② 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師 ※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。 ※ ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。	☐ はい ☐ いいえ	平18－0331004号 第3-三-2 (1)③ト
(4) 常勤職員の 配置	生活相談員又は看護職員・介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。 ● 事業所における常勤の従業員の勤務すべき時間数 【週 時間】	☐ はい ☐ いいえ	条例第62条第6項
(5) 指定介護予防 認知症対応型 通所介護と一 体的に運営さ れている場合 の従業員の員 数	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例 第6条第7項
3-3 従業員の 員数等 <u>共用型</u>	従業員の員数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と、共用型認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の人員基準に規定される従業員の員数を満たすために必要な数以上としていますか。 ※ 「共用型指定認知症対応型通所介護」とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護をいいます。 ※ 利用者数の計算に当たっては、 ・2時間以上3時間未満 ・3時間以上4時間未満 ・4時間以上5時間未満 の報酬を算定している利用者 ⇒利用者数に2分の1を乗じて得た数 ・5時間以上6時間未満 ・6時間以上7時間未満 の報酬を算定している利用者 ⇒利用者数に4分の3を乗じて得た数 ・7時間以上8時間未満 ・8時間以上9時間未満 の報酬を算定している利用者 ⇒利用者数に1を乗じて得た数 として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算出します。	☐ はい ☐ いいえ	条例第65条 平18－0331004号 第3-三-2 (2)① 平18－0331004号 第3-三-2 (2)②
3-4 管理者	① 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の従業員としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理	☐ はい ☐ いいえ	条例第63条第1項 平18－0331004号 第3-三-2(1)④イ

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		
	② 管理者は、指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18-0331004号 第3-三-2(1)④ 条例第63条第2項
共用型	※ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、次に掲げる職務に従事することができるものとする。 (1) 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 (2) 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務かつ同一敷地内にある他の本体事業所等の職務 ※ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができるものとする。 a 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合 b 本体事業所等（基準第45条第1項に規定する本体事業所等をいう。以下④において同じ。）の職務に従事する場合 c 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等（本体事業所等を除く。）がある場合に、当該他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。 d a及びbのいずれにも該当する場合 e b及びcのいずれにも該当する場合 ※ 管理者は、その資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第2号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は、具体的には地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。		平18-0331004号 第3-三-2 (2) ④ イ 平18-0331004号 第3-三-2 (2) ④ ロ
	③ 管理者は、指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18-0331004号 第3-三-2 (2) ④ ロ
第4 設備に関する基準			
4-1 設備及び 備品等	① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ② 設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。 ※ 利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。 ※ 利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあつては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたもの（鍵付キャビネット等）が望ましいです。	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	条例第64条第1項 条例第64条第3項
(1) 食堂及び 機能訓練室	食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※ 狭隘（きょうあい）な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきもの	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第64条 第2項第1号7 平18-0331004号

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ではありません。ただし、認知症対応型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な認知症対応型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。 ※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 ※ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能です。 ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。 イ 当該部屋等において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 ロ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 ※ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がありませんが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。 ※ 設備を共用する場合、基準条例において、指定認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めること。		第3-三-2 (1)⑤ハ (イ) 条例第64条 第2項第1号イ 平18-0331004号 第3-三-2 (1)⑤ニ
(2) 相談室	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。 ※ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されていること。	☐ はい ☐ いいえ	条例第64条 第2項第2号
(3) 消火設備等	消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
(4) 宿泊サービスを提供する場合	① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供以外の目的で、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長に届け出ていますか。 ② 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を市に報告していますか。 ③ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。 ④ 「さいたま市指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの人員、設備及び運営に関する指針」に沿って、宿泊サービスの提供はされていますか。 ※ 届出の様式等は、さいたま市ホームページ（指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの取扱いについて）を参照してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	平18-0331004号 第3-三-2 (1)⑤ニ
4-2 指定介護予防認知症対応型通所介護の設備基準	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていますか。 ※ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業の設備に関する基準を満たすことを持って、指定認知症対応型通所介護事業の設備に関する基準を満たしているも	☐ はい ☐ いいえ	予防条例 第8条第5項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	のとみなすことができます。		
第5 運営に関する基準			
5-1 内容及び手続 きの説明及び 同意	① サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	条例第81条(第10条第1項準用) 平 18-0331004 号 (第3の1の4(2)①準用)
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等		
	※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。		
	② 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供していますか。（この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。）	□はい □いいえ	条例第81条(第10条第2項準用)
	(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）		
	(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法		
	※② に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。		条例第81条(第10条第3項準用) 条例第81条(第10条第4項準用) 条例第81条(第10条第5項準用)
	※ 「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。		
	※ 重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) ②に規定する方法のうち事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式		
	※ 上記承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		条例第81条(第10条第2項準用)
5-2 提供拒否	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはでき	□はい □いいえ	条例第81条 (第11条準用)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
の禁止	ません。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		平18-0331004号 (第3の1の4(3) 準用)
5-3 サービス 提供困難時 の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第12条準用)
5-4 受給資格等 の確認	① サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第13条第1項 準用)
	② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 (第13条第2項 準用)
5-5 要介護認定等 の申請に係る 援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第14条第1項 準用)
	② 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第14条第2項 準用)
5-6 心身の状況等 の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第60条の6 準用)
5-7 居宅介護支援 事業者等との 連携	① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第16条第1項 準用)
	② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第16条第2項 準用)
5-8 法定代理受領 サービスの提 供を受けるた めの援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 (第17条 準用)
5-9 居宅サービス 計画に沿った サービスの提 供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第18条 準用)
5-10 居宅サービス 計画等の変更 の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第19条 準用)
	※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する		平18-0331004号 (第3の1の4(10) 準用)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。		
5-11 サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第21条第1項準用) 平18-0331004号 (第3の1の4(12) ①準用)
	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。		
	※ 記載事項は、次に掲げるものが考えられます。 ア サービスの提供日、提供時間、提供者の氏名 イ サービスの内容、送迎時間、利用者の心身の状況 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項		
	② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
	※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		平18-0331004号 (第3の1の4(12) ②準用)
5-12 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護についての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、地域密着型サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 (第60条の7第1項準用)
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 (第60条の7第2項準用)
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。		平18-0331004号 (第3の1の4(13) ②準用)
	※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。		
	③ ①②の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用 ウ 食事の提供に要する費用 エ おむつ代 オ 指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 (第60条の7第3項準用)
	※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められません。		平18-0331004号 第3-2の2-3(1)②
	④ 上記オの費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等にお	☐ はい	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ける日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。	☐ いいえ ☐ 非該当	
	⑤ ③ア～オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 （第60条の7第5項準用）
	⑥ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	法第42条の2 第9項 （法第41条第8項準用）
5-13 保険請求のための証明書の交付	法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを受けた場合は提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 （第23条準用）
5-14 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	① 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第70条第1項
	② 自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第70条第2項
5-15 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	① 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第71条第1号
	② 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第71条第2号
	※ 利用者が日常生活を送る上で自ら役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければならないこと。		平18-0331004号 第3-3-3(1)②
	③ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第71条第3号
	※ 認知症対応型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された認知症対応型通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。		平18-0331004号 第3-3-1(1)①
	④ 従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第71条第4号
	※ 「サービスの提供方法等」とは、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。		平18-0331004号 第3-3-3(1)④
	⑤ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第71条第5号
	⑥ 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第71条第6号
	※ 認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ア あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置づけられていること。 イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。		平18-0331004号 第3-3-1(1)③
5-16 認知症対応型通所介護計画の作成	① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第72条第1項
	※ 認知症対応型通所介護計画については、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。		平18-0331004号 第3-3-3(3)①

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修（認知症介護実践者研修）を修了していることが望ましいです。		平18-0331004号 第3の3の3(3)②研 修通知1
	※ 認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。		平18-0331004号 第3-3-3(3)③
	② 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第72条第2項 平18-0331004 号第3-3-3(3)④
	※ 認知症対応型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第72条第3項
	③ 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		
	※ 認知症対応型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第72条第4項
	④ 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。		
	※ 交付した認知症対応型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第72条第5項
	⑤ それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。		
	⑥ 認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18-0331004号 第3-3-3 (3)⑥
5-17 介護予防認知 症対応型通所 介護の基本 取扱方針	⑦ 指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18-0331004号 (第3-1-4(17)⑫ 準用)
	※ 居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	法第115条の13 第1項 予防条例 第42条第1項
	① 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。		
	② 自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第42条第2項
	※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平11 老企 25 第四の三の 6(1)④
	③ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。		予防条例 第42条第3項
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第42条第4項
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平11 老企 25 第四の三の 6(1)③
	⑤ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。		予防条例 第42条第5項
	※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコ		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	コミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。		
5-18 介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取組方針 ★	① 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第1号
	② 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第2号
	※ 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防認知症対応型通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。		平 18-0331004 号 第4-三-1 (2)①
	③ 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第3号
	④ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第4号
	⑤ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第5号
	※ 交付した介護予防通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。		
	⑥ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第6号
	⑦ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第7号
	⑧ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第8号
	⑨ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第9号
	⑩ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第10号
	⑪ 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第11号
	⑫ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第12号
	⑬ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第43条第13号
	⑭ 介護予防支援事業者から介護予防認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を提出することに協力するよう努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平 18-0331004 号 第4-三-1 (2)⑦
	※ 介護予防支援の運営基準において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	踏まえたものです。		
5-19 利用者に 関する市への 通知	認知症対応型通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき ※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 (第29条準用) 平18-0331004号 (第3-1-4(18)準用)
5-20 緊急時等 の対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第54条準用)
5-21 管理者の 責務	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第60条の11準用)
	② 管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第60条の112項準用)
5-22 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 ウ 営業日及び営業時間 ※ 指定認知症対応型通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。なお、8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。例えば、提供時間帯(8時間)の前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2時間の延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、当該指定認知症対応型通所介護事業所の営業時間は10時間であるが、運営規程には、提供時間帯8時間、延長サービスを行う時間2時間とそれぞれ記載するものとする。 エ 指定認知症対応型通所介護の利用定員 ※ 「利用定員」とは、当該事業所において同時に指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。 オ 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ※ 「指定認知症対応型通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものです。 ※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定認知症対応型通所介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定認知症対応型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 カ 通常の事業の実施地域 ※ 客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、指定地域密着型サービスである指定認知症対応型通所介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めるこ	☐ はい ☐ いいえ	条例第74条 平18-0331004号 第3-3-3(3)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	とが適当です。さらに、事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもあります。 キ サービス利用に当たっての留意事項 ※ 利用者が指定認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指します。 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 ※ 非常災害に関する具体的計画を指します。 コ 個人情報の取扱い サ 地域との連携等 シ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 ※ 令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） ス その他運営に関する重要事項		
5-23 勤務体制の 確保等	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の13 第1項準用） 平18-0331004号 第3-2の2-3 (6)①
	※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		
	② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の13 第2項準用） 平18-0331004号 第3-2の2-3(6)②
	※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。		
	③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の13 第3項準用） 平18-0331004号 （準用第3-2の2-3(6)③）
	※ その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。		
	※ 当該規定は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 また、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。指定地域密着型通所介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31 日までは努力義務で差し支えない）。 ④ 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはいならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメ	□はい □いいえ	条例第81条 （第60条の13 第4項準用） 平18-0331004号 （準用 第3-1- 4(22)⑥）

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ント対策を推進することが望ましい。		
5-24 業務継続計画 の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31 日までの間は、努力義務とされている。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第33条の2第1項準用） 平18－0331004号 （準用第3-2の2-3(7)①） 平18－0331004号 （準用第3-2の2-3(7)②）
	② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第33条の2第2項準用） 平18－0331004号 （準用第3-2の2-3(7)③） 平18－0331004号 （準用第3-2の2-3(7)④）
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を	☐ はい	条例第81条

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	行っていますか。	☐ いいえ	(第33条の2第3項準用)
5-25 定員の遵守 単独型・併設型	① 利用定員は、12人以下としていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第62条第4項
	② 利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行っていませんか。	☐ はい ☐ いいえ	条 例 第 81 条 (第60条の14準用)
	※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。		
	※ 認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該介護予防認知症対応型通所介護における利用者は、当該認知症対応型通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めます。		
	※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。詳細については後述する「所要時間の取扱い」をご参照下さい。		
5-26 定員の遵守 共用型	① 共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員は、 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ⇒共同生活住居ごとに1日当たり3人以下 ・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設 ⇒施設ごとに1日当たり3人以下 ・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 ⇒ユニットごとに、入居者の数と利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数 としていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第66条
	※ 1日当たりの利用定員とは、共同生活住居、施設又はユニットごとに、1日の同一時間帯に受け入れることができる利用者の数の上限です。 したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、1日の利用延べ人数は当該利用定員を超えることもあります。		平18-0331004号 第3-三-2 (2)③
5-27 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第60条の15第1項準用)
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。		平 18-0331004 号 (準用第3-2の2-3 (8)①)
	関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。		
	この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。		
	※ 避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹底してください。 ※ 浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください。（洪水ハザードマップが配布されている場合は参考にしてください。） ※ 「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険箇所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行ってください。		
	② 利用者の避難時の態様、職員の反省点などを含め、訓練の記録を作成し、次の訓練等に活用していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
	※ 訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し、次回以降の訓練の参考にしてください。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	③ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 ※ 事業者が避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要がある。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の15第2項準用） 平18-0331004号 （準用第3-2の2-3(8)②）
5-28 衛生管理等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 ※ 次の点に留意してください。 ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期的に健康診断を実施しなければなりません。 ※ 手洗所等の従業員共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の16第1項準用） 平18-0331004号 （準用第3-2の2-3(9)①）
	② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の16第2項準用） 平18-0331004号 （準用第3-2の2-3(9)②）
	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく必要がある。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の16第2項第1号準用） 平18-0331004号 （準用第3-2の2-3(9)②イ）
	(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の16第2項第2号準用）

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。		平 18-0331004 号 （準用第3-2の2-3(9)②ロ）
	(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の16第2項第3号準用） 平 18-0331004 号 （準用第3-2の2-3(9)②ハ）
	ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		
5-29 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第35条第1項準用）
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。		平 18-0331004 号 準用(第3の1の4(25)①)
	※ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。		
	※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。		条例第81条 （第35条第2項準用）
5-30 秘密保持等	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第36条第1項準用）
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。		
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第36条第2項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 従業者が、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。 ③ サービス担当学会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。	□はい □いいえ	準用) 平18-0331004号 (第3の1の4(26)② 準用) 条例第81条 (第36条第3項 準用) 平 18-0331004 号 (第3の1の4(26)③ 準用)
5-31 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	□はい □いいえ	条例第81条 (第37条準用)
5-32 居宅介護支援 事業者に対す る利益供与の 禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□はい □いいえ	条例第81条 (第38条準用)
5-33 苦情処理	① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること。 ② ①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 ③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 ④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。 ⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	□はい □いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	条例第81条 (第39条第1項 準用) 平18-0331004号 (第3の1の4(28)① 準用) 条例第81条 (第39条第2項 準用) 条例第81条 (第39条第3項 準用) 条例第81条 (第39条第4項 準用) 条例第81条 (第39条第5項 準用) 条例第81条 (第39条第6項 準用)
5-34 地域との 連携	① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ※ 運営推進会議	□はい □いいえ □非該当	条例第81条 (第60条の17 準用) 平18-0331004号 (第3-2の2-3(10)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。） ※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。 ※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 ※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この①において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ 指定認知症対応型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。		①準用)
	② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。 ※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 （第60条の17準用）
	③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 ※ 指定認知症対応型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 （第60条の17準用） 平18-0331004号 （第3-2の2-3(10)③準用）
	④ 事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。 ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 （第60条の17準用） 平18-0331004号 （第3-1-4(29)④準用）
	⑤ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護を提供するよう努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 （第60条の17準用）
5-35 事故発生時の対応	① 利用者に対するサービスの提供（夜間及び深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービス提供も含む）により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法は、事業者があらかじめ定めておくことが望	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第60条の18第1項準用） 平 18-0331004 号

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	まれます。		(第3-2の2-4(11) ①準用)
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 (第60条の18第 2項準用)
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例第81条 (第60条の18第 3項準用)
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。		平 18-0331004 号 (第3-2の2-4(11) ②準用)
	④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平 18-0331004 号 (第3-2の2-4(11) ③準用)
	⑤ 夜間及び深夜に認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合、当該サービスにより事故が発生した際は、上記同様の対応を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
5-36 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第41条の2準 用)
	※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ○虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ○虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ○虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。		平 18-0331004 号 (第3の1の4(31) 準用)
	① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第41条の2第1 号準用)
	〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の		平 18-0331004 号 (第3の1の4(31) ①準用)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
	※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第41条の2第2号準用） 平 18-0331004 号 （第3の1の4(31) ②準用）
	[虐待の防止のための指針] 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		
	⑤ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第41条の2第3号準用） 平 18-0331004 号 （第3の1の4(31) ③準用）
	[虐待の防止のための従業者に対する研修] 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。		
	⑥ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 （第41条の2第4号準用） 平 18-0331004 号 （第3の1の4(31) ④準用）
	[虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者] 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。		
5-37 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第81条 (第42条準用)
	※ 地域密着型通所介護事業と介護予防通所介護事業も区分が必要です。区分していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18-0331004号 (第 3-1-4(32) 準用)
	※ 明確に区分することが困難な勘定科目については、合理的な按分方法によって算出しても構いません。		
	※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 10 日 老計第 8 号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成 13 年 3 月 28 日 老振発第 18 号) ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 29 日老高発第 0329 第 1 号)		
5-38 記録の整備	① 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第80条第1項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例第80条第2項
	※ 保存しなければならない記録は、次のとおりです。 ア 認知症対応型通所介護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 市への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 カ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 ※ 「その完結の日」とは、上記アからオまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、カの記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。		平18-0331004号 (第3の2の2の3(13)準用)
5-39 電磁的記録等	① 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものの(「要介護認定の申請に係る援助」第13条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。))、「サービスの提供の記録」第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第204条第1項
	〔電磁的記録について〕 ※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方		平 18-0331004 号 第5の1

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
	② 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第204条第2項
	〔電磁的方法について〕 ※ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 (1) 電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q&A (令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q&A (令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする。 (4) その他、電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		平 18-0331004 号 第5の2
第 6 変更の届出			
6-1 変更の届出	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ますか。 ※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ④ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 指定地域密着型サービス基準第105条第1項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第7項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) ⑧ 指定地域密着型サービス基準第105条第8項に規定する介護老人福祉施	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	法第78条の5 第1項 施行規則 第131条の13 第1項第6号

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。 ※ 上記の変更、廃止又は休止の届出は、厚生労働省が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出する。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされている。		法第78条の5第2項
第7 介護給付費等の算定及び取扱い			
7-1 基本的事項	送迎に要する時間を除くサービス提供時間に応じた所定の単位数で算定していますか。 所要時間3時間以上4時間未満の場合 所要時間4時間以上5時間未満の場合 所要時間5時間以上6時間未満の場合 所要時間6時間以上7時間未満の場合 所要時間7時間以上8時間未満の場合 所要時間8時間以上9時間未満の場合 ○単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っています。 ○金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第126号別表3 イ 留意事項 第2の1-(1) 厚労省告示 第126号三
7-2 所要時間の取扱い	所要時間の算定は、サービス提供に現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うための標準的な時間で行っていますか。 ※ 単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、認知症対応型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること。 ※ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、認知症対応型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。 ① 居宅サービス計画及び認知症対応型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合 ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、二級課程修了者を含む。（看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合） ※ 送迎時に実施する居宅内での介助等については、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。（平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 問54） ※ 訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等に対応することを求めているものではありません。（平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 問52）	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	留意事項 第2の4-(1)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 当日の利用者の心身の状況から、実際の認知症対応型通所介護の提供が認知症対応型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には認知症対応型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。 なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の認知症対応型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの認知症対応型通所介護の単位について所定単位を算定してください。		
7-3 定員超過 利用・人員 基準欠如減算 (予防も同様)	利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のア又はイに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第126号 別表3注1 留意事項 第2の4-(19)
	ア 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	イ 看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める員数に満たない場合	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	[定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について] ※ 利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。		
	※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常所定単位数が算定されます。		
	※ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。		
	[人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について] ア 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。 イ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。 ウ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 (看護職員の算定式) $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\div \text{サービス提供日数}} < 0.9$ (介護職員の算定式) $\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\div \text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$ エ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。） (看護職員の算定式) $0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\div \text{サービス提供日数}} < 1.0$ (介護職員の算定式) $0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\div \text{勤務延時間数}} < 1.0$		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数<1.0		
7-4 高齢者虐待防止措置未実施減算（介護予防も同様）	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 基準第 88 条において準用する基準第 3 条の 38 の 2 に規定する基準に適合していること。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「5-41 虐待の防止」（準用する基準第 3 条 38 の 2）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4注5 平27厚労告95 54の3 平18-0331005 2-5(4) (準用2-(5))
7-5 業務継続計画未策定減算（介護予防も同様）	次の「業務継続計画の策定等」に関する基準（平18厚令34第88条（準用第3条の30の2））を満たさない場合、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 ※ 上記の基準を満たさない事実が生じた場合、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について所定単位数から減算する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4注6 平27厚労告95 54 の4 平18-0331005 2-5(5) (準用3の2(3))
7-6 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護（予防も同様）	① 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して 2 時間以上 3 時間未満の認知症対応型通所介護を行った場合は、「所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合」の単位数の 100 分の 63 に相当する単位数を算定していますか。 〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者〕 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者 ※ 算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間サービス利用が困難な者です。 ② 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護であっても、本来の目的に照らし、日常生活動作能力などの向上のため機能訓練を実施し、単に入浴サービスのみといった利用はしていませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 2 平27厚告94 第36号 留意事項 第2の4-(2)
7-7 感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少（予防も同様）	感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも 100 分の 5 以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から 3 月以内に限り、1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から 3 月以内に限り、引き続き加算することができる。 ※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、別途通知(※)を参照すること。 (※) 「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 3

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(R3.3.16 老認発 0316 第 4 号・老老発 0316 第 3 号)		
7-8 延長加算 (予防も同様)	① 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行い、認知症対応型通所介護の所要時間と認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上となった場合、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ア 9 時間以上 10 時間未満の場合 50 単位 イ 10 時間以上 11 時間未満の場合 100 単位 ウ 11 時間以上 12 時間未満の場合 150 単位 エ 12 時間以上 13 時間未満の場合 200 単位 オ 13 時間以上 14 時間未満の場合 250 単位	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 4
	※ 延長加算は、所要時間 8 時間以上 9 時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5 時間を限度として算定されるものであり、例えば、 ・ 8 時間の認知症対応型通所介護の後に連続して 5 時間の延長サービスを行った場合には、通所介護と延長サービスの通算時間は 13 時間であり、4 時間分(=13 時間-9 時間)の延長サービスとして 200 単位が算定されます。		留意事項 第2の4-(4)
	② 延長サービスを提供する場合には、適当数の従業者を配置して延長サービスを行うことが可能な体制ですか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	※ 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があります。 ※ 利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の認知症対応型通所介護の提供を受けた場合には算定することはできません。		
7-9 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (予防も同様)	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 5
	※ 対象地域：春日部市(宝珠花)等 ※ 加算を算定する利用者については、指定地域密着型サービス基準条例第 59 条の 7 第 3 項第一号に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。		留意事項 第2の4-(5)(準用 第 2-3 の 2(7))
7-10 入浴介助加算 (予防も同様)	① 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1)入浴介助加算(Ⅰ) 40 単位 (2)入浴介助加算(Ⅱ) 55 単位	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 6
	〔厚生労働大臣が定める基準〕 イ 入浴介助加算(Ⅰ) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。		平27厚労告94 第14号の3
	ロ 入浴介助加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イに掲げる基準に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うこ	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	とが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っていますか。		
	(3) 当該指定認知症対応型介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(4) (3)の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	〔留意事項〕		留意事項 第 2 の 4-(9) (準用第2-3の 2(8))
	ア 入浴介助加算(Ⅰ)について		
	① 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となる。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワーを含む。)等である場合は、これを含むものとする。		
	② 認知症対応型通所介護計画に、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。		
	イ 入浴介助加算(Ⅱ)について		
	①ア①及び②を準用する。この場合において、ア①の「入浴介助加算(Ⅰ)」は、「入浴介助加算(Ⅱ)」に読み替えるものとする。		
	②入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等(以下(8)において「家族・訪問介護員等」という。)の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下 a～c を実施することを評価するものである。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～c を実施する。		
	a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。)し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、認知症対応型通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、認知症対応型通所介護事業所以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。		
	(※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	を行う。 b 認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。 c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、この場合の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものとして差し支えない。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。		
7-11 生活機能 向上連携 加算 (予防も同様)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 ※ また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。 〔厚生労働大臣が定める基準〕 イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第126号 別表3注7 平27厚労告95 第15の2号
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(3) (1)の評価に基づき機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。		
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	〔留意事項〕		
	① 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		
	イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行うこと。 その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。		留意事項 第2の4(6) (準用第2-3の2-(10)①)
	※ この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。		
	ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、 ・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において、又は ・指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。		
	※ ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整するものとする。		
	ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載すること。		
	※ 目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。		
	※ 個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。		
	ニ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供すること。		
	ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明すること。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 へ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であること。 ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定すること。 ※ イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しないこと。 ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 ※ この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 ハ ①ハ、ニ及びびへによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。		留意事項 第 2 の 4(6) (準用第2-3の 2-(10)②)
7-12 個別機能 訓練加算 (予防も同様)	〔個別機能訓練加算（Ⅰ）〕 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1日につき27単位を所定単位数に加算していますか。 〔個別機能訓練加算（Ⅱ）〕 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1月につき20単位を所定単位数に加算していますか。 〔留意事項：加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通〕	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第126号 別表3注8 留意事項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	① 1日120分以上専ら機能訓練指導員の職務に従事する、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置して個別機能訓練を行うこと。 ※ 特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ利用者や居宅介護支援事業者に周知していますか。なお、看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合、個別機能訓練に係る職務の時間は、看護職員としての人員基準の算定に含めません。 ② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。 ③ 個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行うこと。 ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。 ※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ⑤ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。 ⑥ （加算(Ⅱ)のみ） 厚生労働省への情報の提出については LIFE を用いること。 ※ LIFE への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ※ サービスの質の向上を図るため、LIFE への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCA サイクル）により、サービスの質の管理を行うこと、		第2の4-(7)
7-13 ADL 維持等 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 (1) ADL 維持等加算(Ⅰ) 30 単位 (2) ADL 維持等加算(Ⅱ) 60 単位 〔厚生労働大臣が定める基準〕 イ ADL 維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」）が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が10人以上いますか。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下、「評価対象利用開始月」と当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において、ADL	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ ☐ ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労告第126号 別表2-3注9 平27厚労告95 第十六の二

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令																					
	を評価し、その評価に基づく値（以下「ADL 値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していますか。		平27厚労告94 第三十七 留意事項 第2-3の2(8)																					
	(3) 評価対象の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL 値から評価対象利用開始月に測定したADL 値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL 利得」)の平均値が1以上になっていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当																						
	ロ ADL 維持等加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。																							
	(1) イ (1) 及び(2)の基準に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当																						
	(2) 評価対象者のADL 利得の平均値が2以上になっていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当																						
	〔厚生労働大臣が定める期間〕 ADL 維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間																							
	〔留意事項〕																							
	① ADL 維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について																							
	イ ADL の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うこと。																							
	ロ 上記算定基準イ(2)における厚生労働省へのADL 値の提出は、LIFE を用いて行うこと。																							
	ハ 上記算定基準イ(3)及びロ(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とすること。																							
	<table><tr><td>評価対象者</td><td>ADL 値</td><td>加える値</td></tr><tr><td rowspan="4">1 2 以外の者</td><td>0～25</td><td>1</td></tr><tr><td>30～50</td><td>1</td></tr><tr><td>55～75</td><td>2</td></tr><tr><td>80～100</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="4">2 評価対象利用開始月において、 初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者</td><td>0～25</td><td>0</td></tr><tr><td>30～50</td><td>0</td></tr><tr><td>55～75</td><td>1</td></tr><tr><td>80～100</td><td>2</td></tr></table>	評価対象者		ADL 値	加える値	1 2 以外の者	0～25	1	30～50	1	55～75	2	80～100	3	2 評価対象利用開始月において、 初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	0～25	0	30～50	0	55～75	1	80～100	2	
評価対象者	ADL 値	加える値																						
1 2 以外の者	0～25	1																						
	30～50	1																						
	55～75	2																						
	80～100	3																						
2 評価対象利用開始月において、 初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	0～25	0																						
	30～50	0																						
	55～75	1																						
	80～100	2																						
	ニ ハにおいてADL 利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL 利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下こ(8)において「評価対象利用者」という。）とすること。																							
	ホ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL 利得の評価対象利用者に含めるものとする。																							
	ヘ 令和3年度については、評価対象期間において次のaからcまでの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月（令和3年4月1日までにADL 維持等加算の算定基準に適合しているものとして市町村長に届出を行う場合にあっては、令和3年度内）に限り、ADL 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定できる。																							
	a 上記算定基準イ(1)、(2)及び(3)並びにロ(2)の基準（イ(2)については、厚生労働省への提出を除く。）を満たすことを示す書類を保存しているこ																							

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	と。 b サービスの質の向上を図るため、LIFE への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCA サイクル）により、サービスの質の管理を行っていること。 ※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFE を用いて行うこととします。LIFE への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 c ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE を用いて ADL 利得に係る基準を満たすことを確認すること。 ト 令和 3 年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から 12 月後までの 1 年間とすること。ただし、令和 3 年 4 月 1 日までに算定基準に適合しているものとして市町村長に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることがでる。 a 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの期間 b 令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの期間 チ 令和 4 年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合には、届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期間とする。		
7-14 若年性認知症 利用者受入 加算 (予防も同様)	下記の基準に適合し、届出している場合、1 日につき 60 単位を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 10 留意事項 第 2 の 4-(10) (準用第 2 の 3 の 2-(14))
	① 若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する要介護者となった者をいう。以下同じ。）に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合に算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	② 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
7-15 栄養アセスメント加算 (予防も同様)	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1 月につき 50 単位を所定単位数に加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 11
	※ ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。		
	(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(4) 別に厚生労働大臣が定める基準（定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと）に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	〔留意事項〕		留意事項 第 2 の 4-(11) (準用第 2 の 3
	① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメン		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ト加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 ③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 ④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 ⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。		の2-(15))
7-16 栄養改善 加算 (予防も同様)	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算していますか。 ※ 栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。	☐はい ☐いいえ ☐非該当 ☐はい ☐いいえ ☐非該当 ☐はい ☐いいえ ☐非該当 ☐はい ☐いいえ	厚生労働省告示 第126号 別表3注12

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	留意事項 第2の4-(12) (準用第2の3の2-(16))
	〔留意事項〕 ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行うこと。		
	② 当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。		
	③ 栄養改善加算を算定できる利用者 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア～オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。 ア BMI が 18.5 未満である者 イ 1～6 月間で 3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの No. (11)の項目が「1」に該当する者 ウ 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者 エ 食事摂取量が不良（75%以下）である者 オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 ※ なお、次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。 ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。）		
	④栄養改善サービスの提供の手順		
	イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行うこと。 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。 作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 ※ 栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる。		
	ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。 栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。		
	ニ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 ⑤ おおむね3月ごとの評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供していますか。 ※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はありません。		
7-17 口腔・栄養スクリーニング加算 (予防も同様)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ 次に掲げるいずれかの加算の算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は加算しない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示第126号 別表3注13
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位	☐	
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位	☐	
	〔厚生労働大臣が定める基準〕		
	イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。		平27厚労告95 第19の2号
	(1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(4) 算定日が属する月が、次のいずれにも該当していませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。		
	(二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。		
	ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次のいずれかに適合すること。		
	(1) 次のいずれにも適合すること。		
	(一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である	☐ はい ☐ いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月となっていますか。	☐ 非該当	
	(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月となっていないか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 次のいずれにも適合すること。		
	(一) イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月となっていないか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月となっていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	〔留意事項〕		
	① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。		留意事項 第2-3の2 (17) ①
	② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すること。		留意事項 第2-3の2 (17) ②
	※ ただし、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)は、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、算定することができます。		
	③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。 イ 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良(75%以下)である者		留意事項 第2-3の2 (17) ③
	④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。		留意事項 第2-3の2 (17) ④
	⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。		留意事項 第2-3の2 (17) ⑤
7-18 口腔機能 向上加算 (予防も同様)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第126号 別表3注14

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。		
	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位 (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位 〔厚生労働大臣が定める基準〕		
	イ 口腔機能向上加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。		平27厚労告95 第五十一の十一
	(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。		
	(1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	〔留意事項〕		
	① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。		留意事項 第2-3の2 (18)①
	② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うこと。		留意事項 第2-3の2 (18)②
	③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者。 ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 イ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者		留意事項 第2-3の2 (18)③
	④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。なお、利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあつては、本加算は算定できません。 ア 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合		留意事項 第2-3の2 (18)④
			留意事項 第2-3の2

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合 ⑤ 口腔機能向上サービスの提供の手順 ア 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。 イ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握すること。言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 ウ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 エ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 オ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。 ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。 ア 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 イ 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 ⑦ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 ※ 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発 0316 第3号・老老発 0316 第2号）を参考にしてください。		(18) ④ 留意事項 第 2-3 の 2 (18) ⑤ 留意事項 第 2-3 の 2 (18) ⑥ 留意事項 第 2-3 の 2 (18) ⑦
7-19 科学的介護推進体制加算 (予防も同様)	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。 (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第126号 別表3注15 留意事項 第2の4-(15) (準用第2の3の2-(19))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	(2) 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。 〔留意事項〕 ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記(1)(2)に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。 ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。 ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	留意事項 第 2-3 の 2 (19)
7-20 同一建物等に 居住する利用 者に対する取 扱い (予防も同様)	認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、認知症対応型通所介護を行った場合は、1 日につき 94 単位を所定単位数から減算していますか。 ※ ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。 ※ 「同一建物」とは、当該認知症対応型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の 1 階部分に認知症対応型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。 また、ここでのいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該認知症対応型通所介護事業所の認知症対応型通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。 ※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2 人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該認知症対応型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。 ただし、この場合、2 人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について認知症対応型通所介護計画に記載してください。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 17 留意事項 第 2 の 4-(16) (準用第 2 の 3 の 2-(20))
7-21 送迎を行わな い場合の減算 (予防も同様)	利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算していますか。 ※ 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 注 18 留意事項 第 2 の 4-(17)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはなりません。		(準用第 2 の 3 の 2-(21))
7-22 サービス提供 体制強化加算 (予防も同様)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た認知症対応型通所介護事業所が利用者に対し認知症対応型通所介護を行った場合は、次の区分に従い、1 回につき次の所定単位数を加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	厚労省告示 第 126 号 別表 3 ハ注 留意事項 第 2 の 4-(18) (準用第 2 の 3 の 2-(16) ④から ⑦ 及び (25) ②)
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 単位	☐	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18 単位	☐	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6 単位	☐	平 27 厚労告 95 第五十二
	〔厚生労働大臣が定める基準〕		
	イ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。		
	(1) 次のいずれかに適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(一) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。	☐	
	(二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。	☐	
	(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	ロ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。		
	(1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上となっていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	ハ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 次のいずれにも適合すること。		
	(1) 次のいずれかに適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(一) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。	☐	
	(二) 地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上であること。	☐	
	(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	〔留意事項〕		留意事項 第 2-3 の 2 (18) (準用 第 2-2 (16) ④ ～ ⑦ 及び (25)
	※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度 (3 月を除く) の平均を用います。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。 ※ 上記、ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。 ※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ※ 認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。 ※ 同一の事業所において介護予防認知症対応型通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。		②)
7-23 介護職員等処遇改善加算（介護予防も同様） 【令和6年6月1日施行】 （介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化した加算）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届出を行った認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 算定した総単位数(※)の1000分の181に相当する単位数 ※以下の①～⑩の基準(Ⅺの基準は該当する場合)のいずれにも適合すること。 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した総単位数(※)の1000分の174に相当する単位数 ※以下の①～⑨の基準(Ⅺの基準は該当する場合)のいずれにも適合すること。 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した総単位数(※)の1000分の150に相当する単位数 ※以下の①(一)及び②～⑧の基準(Ⅺの基準は該当する場合)のいずれにも適合すること。 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した総単位数(※)の1000分の122に相当する単位数 ※以下の①(一)、②～⑥、⑦(一)～(四)及び⑧の基準(Ⅺの基準は該当する場合)のいずれにも適合すること。 ※ 上記の「算定した総単位数」 単位数表の「4 認知症対応型通所介護」のイからヨまでにより算定した単位数（基本となる単位数に各種加算・減算の計算を行った後の総単位数） ※ ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告95）第五十八号（第四十八号準用）】 以下の基準①～⑩ 【令和6年厚生労働省告示第86号 附則第3条第2項】以下の基準⑪ ※ 以下の基準①～⑪については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日付け厚生労働省老健局長通知）で示す主要要件をまとめて記載している。	□はい □いいえ □非該当 算定区分 □(Ⅰ) □(Ⅱ) □(Ⅲ) □(Ⅳ)	平18厚告126 別表4タ注 平18-0331005 2-5(21) (準用2の (21))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	〔賃金改善の実施に係る基本的な考え方〕 ※ 介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）を実施しなければならない。 ※ 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、「特別事情届出書」届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。 ※ 令和7年度に、令和6年度と比較して増加した処遇改善加算Ⅰ～Ⅳの上位区分への移行及び新規算定によるものについて、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。 その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。 ※ 処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に「経験・技能のある介護職員」（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。 〔令和6年度の加算額の一部を令和7年度に繰り越した介護サービス事業者等における取扱い〕 ※ 令和6年度においては、介護サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認めることとし、令和6年度分の加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めないこととした。 その際、令和7年度の賃金改善の原資として繰り越す額（以下「繰越額」という。）の上限は、令和6年度に、仮に令和5年度末（令和6年3月）時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算の加算額（処遇改善計画書においては加算の見込額をいう。）を比較して増加した額とし、繰越額については、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについて誓約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとしている。 ① 介護職員その他の職員の「賃金改善」（退職手当を除く賃金の改善）について、次に掲げる基準(一) (二)のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 【月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）】 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	充てるものであること。 〔令和 7 年 3 月 31 日までの経過措置〕（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号 附則第 3 条第 1 項） 適用しない。 ※ 処遇改善加算Ⅳの加算額の 2 分の 1 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあつては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の 2 分の 1 以上を基本給等の改善に充てること。 ※ 処遇改善加算を未算定の事業所が新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。 ※ 既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。 （二）【キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金改善）】 当該事業所において、「経験・技能のある介護職員」（介護福祉士であつて、経験及び技能を有する介護職員と認められる者）のうち 1 人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 4 4 0 万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ※ 経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額 4 4 0 万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額 4 4 0 万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であつて、合理的な説明がある場合はこの限りではない。 ・ 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額 4 4 0 万円まで賃金を引き上げることが困難な場合 ・ 年額 4 4 0 万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合 ② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前 1 2 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準(一)～(六)のいずれにも適合すること。 【キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）】 (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ※ 次の1)から3)までを全て満たすこと。 1) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 2) 1)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 3) 1)及び2)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 ※ 常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。 ※ 令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)及び2)の定めを整備を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱っても差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該定めを整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。 【キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)】 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 ※ 次の1)及び2)を満たすこと。 1) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等(OJT、OFF-JT等)を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 ※ ただし、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たしたものとして取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 【キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)】 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ※ 次の1)及び2)を満たすこと。 1) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	2) 1)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 ※ 常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記2)の要件を満たすこととしても差し支えない。 ※ 令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 【職場環境等要件】 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ※ 処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、別紙1表に掲げる処遇改善の取組を実施し、その内容を全ての職員に周知すること。 ※ 処遇加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙1表5の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、処遇加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上の取組を実施すること。 ※ 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑩又は⑪は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。 ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑭の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。 ※ 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 ※ 令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初から職場環境等要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。また、介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行い、職場環境等要件の適用猶予を受ける場合には、処遇改善加算の申請と併せて、別紙様式2ー3及び別紙様式2ー4に定める様式により、介護人材確保・職場環境改善等事業の申請も行うこと。 ⑩【キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）】 認知症対応型通所介護費、介護予防認知症対応型通所介護サービス費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 ⑪【月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）】		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	(令和6年厚生労働省告示第86号の附則第3条第2項に規定する基準) ※ 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、令和7年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。 ※ 令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。 ※ 令和7年度に本要件の適用を受ける事業所は、初めて処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度となる令和7年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。 〔処遇改善加算の停止〕 市長は、処遇改善加算を取得する介護サービス事業者等が以下の①又は②に該当する場合は、既に支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算を取り消すことができる。 ① 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない等、大臣基準告示及び本通知に記載の算定要件を満たさない場合 ② 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合		